介護部門職員各位

令和5年度介護職員等処遇改善加算の賃金改善実施期間の変更について

R6年6月より処遇改善加算の制度が一本化されました。それに伴い、賃金改善実施期間の設定も統一することで、煩雑だった賃金改善額の管理の簡素化を図りたいと思います。 つきましては、令和5年度の賃金改善実施期間を下記のように変更致しますので、ご了承の程よろしくお願い申し上げます。

R 5 年度

	変更前 賃金改善実施期間	変更後 賃金改善実施期間
介護職員処遇改善加算	R5年6月~R6年5月	R5年6月~R6年3月
介護職員等特定処遇改善加算	R5年4月~R6年3月	R5年4月~R6年3月
介護職員等ベースアップ等支援加算		(変更なし)

R 6 年度

	賃金改善実施期間	
介護職員処遇改善加算		
介護職員等特定処遇改善加算	R6年4月~R6年3月	
介護職員等ベースアップ等支援加算		

以上

令和6年7月29日 社会福祉法人 杏樹会 理事長 大久保 秀男